

議案第269号

平成25年度大阪市中央卸売市場事業会計資本剰余金の処分について

平成25年度大阪市中央卸売市場事業会計国庫補助金 38,931,086,805円のうち
142,647,459円及びその他資本剰余金 26,575,000円のうち 7,575,000円をもって、
繰越欠損金 32,561,755,739円を補てんする。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方公営企業法第32条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地 方 公 営 企 業 法 (抄)

(剰余金の処分等)

第32条 省 略

2 省 略

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならない。

4 省 略